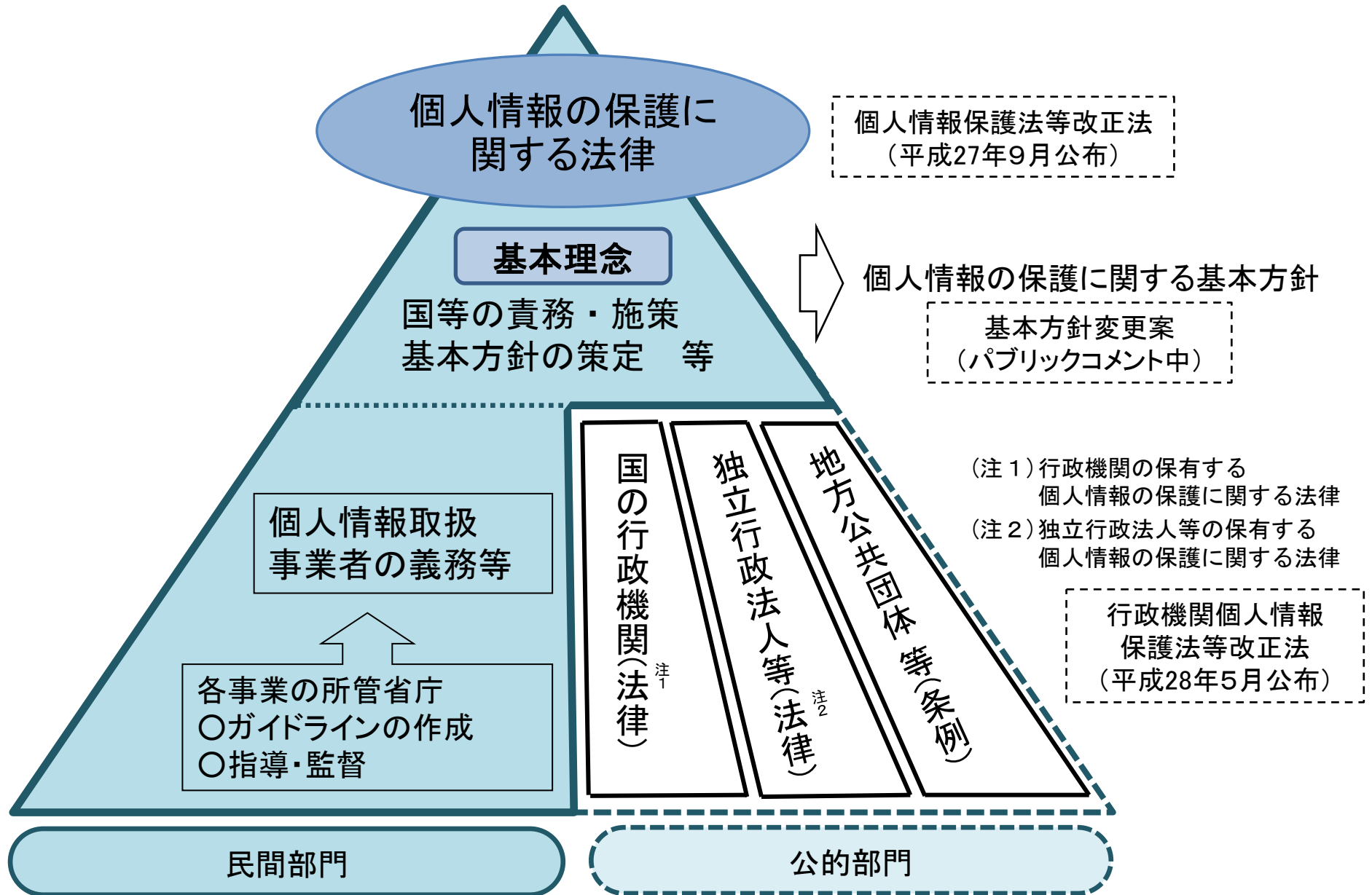


個人情報保護条例の見直しに関する 検討の背景

○現行の個人情報保護に関する法体系のイメージ	1
○地方公共団体の位置付け	2
○個人情報保護条例の現状	3
○個人情報保護法の改正	4
○行政機関個人情報保護法等の改正	5
○パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（抜粋）	6
○日本再興戦略2016（抜粋）	7
○個人情報の保護に関する基本方針(案)（抜粋）	8

現行の個人情報保護に関する法体系のイメージ



地方公共団体の位置付け

個人情報保護法制化検討時の状況

平成11年に個人情報保護に関する法制度についての検討が始まったが、当時、既に半数程度の地方公共団体が個人情報保護に関する条例を制定するなど、地方公共団体が自主的に個人情報保護施策に取り組んできた。

《法制化検討以前の経緯》

昭和59年 福岡県春日市が、個人情報保護条例を制定

昭和60年 川崎市が、個人情報保護条例を制定

昭和63年 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を制定

個人情報保護法制における地方公共団体の位置付け

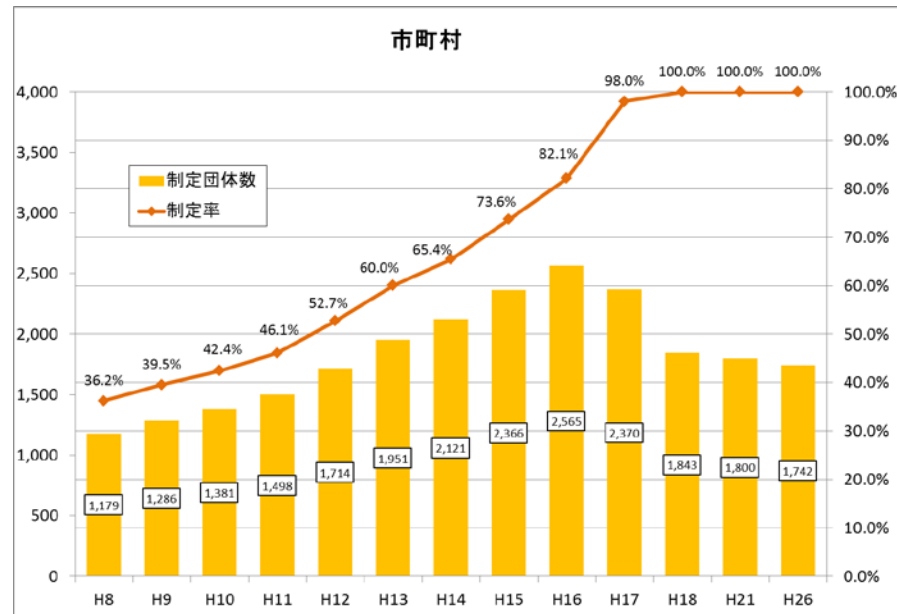
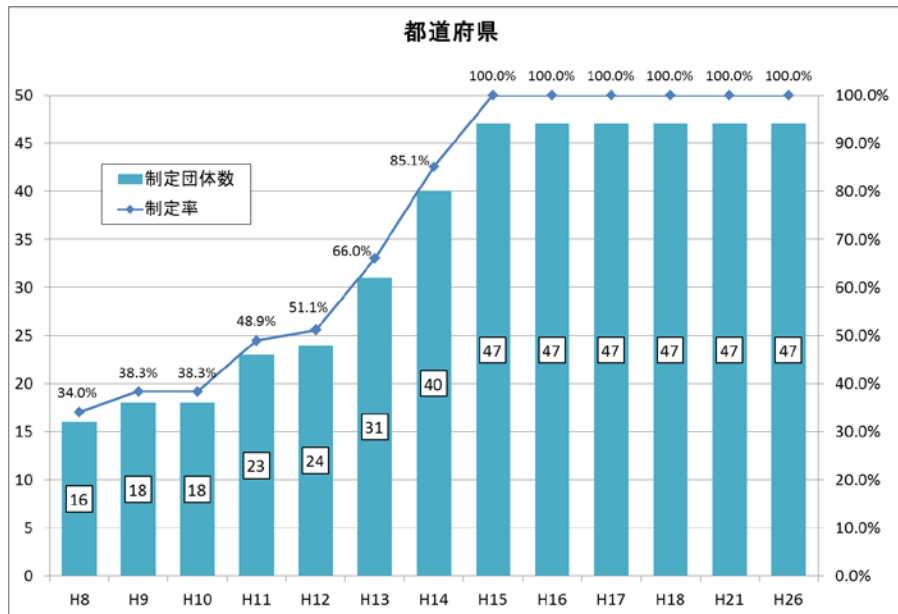
平成15年に成立した個人情報保護法では、地方公共団体については条例により規律することとされた。

- ・ 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。（同法第5条）
- ・ 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。（同法第11条第1項）

個人情報保護条例の現状

条例の制定状況

個人情報保護対策に係る条例の制定率は、都道府県においては平成15年度以降、市区町村においては平成18年度以降、100%となっている。



条例の規定内容

- 個人情報保護法等の趣旨にのっとり、マニュアル処理を規制対象にしている、自己情報の開示及び外部委託について規定している点などで、個人情報保護条例の規定内容は概ね共通している。
- 一方、地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の定義について、他の情報との照合による識別について容易性を要件としているか、死者に関する情報を含むかという点などでは、条例の規定内容に差異もある。

※ 平成28年4月1日時点の条例の規定内容については、現在集計中である。

個人情報保護法の改正

パーソナルデータに関する検討会

パーソナルデータに関する利活用ルールの明確化等に関する調査及び検討を行うため、平成25年9月から平成26年12月にかけて13回にわたって開催(座長:宇賀克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授)

パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱

パーソナルデータに関する検討会における検討を踏まえつつ、平成26年6月24日に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において決定(地方公共団体に関する記載については、6頁参照)

個人情報保護法の改正

※平成27年9月9日公布、公布から2年以内に全面施行
(個人情報保護委員会の新設に係る規定は、平成28年1月1日に施行済)

・ 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から個人情報保護委員会に一元化

・ 個人情報の定義の明確化

個人情報の定義として、個人識別符号(①身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号(例:顔認識データ、指紋認識データ)、②対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号(例:旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー))が対象となることを明確化

・ 要配慮個人情報の規定の新設

要配慮個人情報(人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報)の取得及び第三者提供については、原則として本人の同意を得ることを義務化

・ 匿名加工情報の規定の新設

匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進

など

行政機関個人情報保護法等の改正

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会

パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱において示されている方針の下、行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについて、その特質を踏まえた専門的な調査・検討を行うため、平成26年7月から平成28年3月にかけて16回にわたって開催（座長：藤原静雄 中央大学大学院法務研究科教授）

行政機関個人情報保護法・独法等個人情報保護法の改正に向けた考え方

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会において取りまとめ、平成28年3月7日に公表

行政機関個人情報保護法等の改正

※平成28年5月27日公布、公布から1年6月以内に施行

- ・ **行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入**
 - ①非識別加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の定義を規定
 - ②民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供
 - ③非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める
 - ④過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
 - ⑤非識別加工情報の適正な取扱いを確保するための規律（情報項目の公表等）を整備
- ・ **非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管**
- ・ **個人情報の定義の明確化**
個人識別符号（指紋・顔認識データ、旅券番号等）
- ・ **要配慮個人情報の取扱いの規定**
要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱(抜粋)

平成26年6月24日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)

第3 制度設計

Ⅱ パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等

2 行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの取扱い

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。

今回の制度改正に合わせ、国から地方公共団体に対し、必要な情報提供を行うことを検討する。

Ⅳ 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

2 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び事業者間のルールの整合性

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、保護対象の明確化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。

また、今回の制度改正に合わせ、国から地方公共団体に対し、必要な情報提供を行うことを検討する。

○ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)の構成員

本部長 : 内閣総理大臣

副本部長 : 情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部員 : 他の全ての国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)及び有識者

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

1. 第4次産業革命の実現

(2)新たに講ずべき具体的施策

ii)第4次産業革命を支える環境整備

①データ利活用促進に向けた環境整備

パーソナルデータに関しては、個人情報取扱いに関して全事業分野に適用される汎用的なガイドラインや匿名加工情報の取扱いに係る必要なルールの整備を個人情報保護委員会において本年中を目途に行う。また、個別にデータ利活用が期待され、そのための環境整備が必要となる分野については、その特定及びスケジュールについて、具体的なデータ利活用プロジェクトを通じて得られる知見等を踏まえて、関係省庁が連携して検討を進め、本年中を目途に結論を得る。行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第51号)(行政機関個人情報保護法等改正法)が成立したことを踏まえ、国は、今後、地方公共団体において個人情報の保護に関する施策の見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行う。

個人情報保護に関する基本方針(案) (抜粋)

※ 現在、パブリックコメント中。下線を附している箇所は、現行基本方針からの修正箇所。


3 地方公共団体が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 地方公共団体の保有する個人情報保護の推進

地方公共団体の保有する個人情報保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護に関する条例の制定又は見直しに 取り組む必要がある。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする。

 地方公共団体における個人情報保護条例の見直しの円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うため、本検討会では、行政機関個人情報保護法の改正等を踏まえた条例の見直しについて検討を行う。